

山田みやこの活動報告

令和3年10月31日（日）

全国自治体議員行財政自主研究会 第3回学習会

講師 三木 由希子氏(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長)

テーマ 自治体と情報公開条例

- NPO法人クリアリングハウスの公的活動は
自治体の第3者機関委員の委嘱
地方自治体の職員研修
国会審議の参考人 等
- 行政の情報公開を進める上でのポイント
情報公開が適切にできないと信頼が損なわれることを強調
請求されなくても情報提供を政策に進める仕組みをつくる。
- 情報公開制度を見る上でのポイント
情報を保有する行政機関が対象文書を特定し、公開・非公開を判断する仕組みのため、行政運用の適正化を伴わないと機能しにくい。大量請求、濫用的請求の対策のための条例改正は進んでいる。
- 情報公開制度をどう使う？
情報を入手する「最終手段」の一つ
公開公表情報にあたることも必要
請求したい対象や問題にかかる基本的な枠組みを知ることが
は請求を大いに助ける
- 情報公開請求をするときに注意すること
相手を負かすために請求手続きをしているわけではない
追求よりも回答しなければならないような質問で情報を引き出すことが必要

※地方議員と自治体は二元代表としての機能を発揮しなければならない。そのために議会のチェック機能の強化のためにはルールをよく理解しなければならない。その第一歩として今回の学習会は大変参考となった。

情報公開条例のチェックポイント

目的規定	・ 知る権利、説明責任、参加・監視、地方自治の本旨
対象機関（実施機関）	・ すべての執行機関、議会、警察（都道府県の場合）、地方三公社（土地開発公社、住宅供給公社、道路公社）、公営企業管理者、地方独立行政法人 ・ 直接対象機関にならなくても、指定管理者、一定割合以上の補助・出資団体は情報公開の努力義務や独自措置 ・ 一部事務組合、広域連合は独自条例
請求権者	・ 「何人」 ・ 次善策として、理由を示せば住民以外も請求できる、さらなる譲歩案としては住民以外も任意の申し出ができる

47都道府県の文書管理のルール

ルール化のパターン	件数	都道府県名
文書の取扱いと管理（組織共用文書）のルールを分離し、管理ルールを条例化	5	東京都、鳥取県、島根県、香川県、熊本県
文書の取扱いと管理（組織共用文書）のルールを分離して規則・規程を制定	14	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、徳島県
文書の取扱いと管理ルールは一つの規則・規程だが、管理は組織共用文書を対象	10	青森県、茨城県、富山県、山梨県、愛知県、三重県、滋賀県、和歌山県、鹿児島県
文書の取扱いと管理ルールを一つの規則・規程で「文書」を対象	18	上記以外